令和２年７月２２日

持続化補助金＜一般型・コロナ特別対応型＞採択者各位

　　　　　　　　　全国商工会連合会

事業再開のために追加対策が必要な業種に対する新たな支援のご案内

「特例事業者の上限引き上げ」制度の創設について

　新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が多くの都道府県で解除され、小規模事業者の事業再開に向けた取組が本格化しており、事業継続に関する※１業種別ガイドラインの策定がなされております。

この度、クラスター対策が特に必要と考えられる業種（以下、「特例事業者」という）に対して、上限を５０万円上乗せする制度を創設し、既に交付決定された補助事業者の皆様に追加で申請頂けることとなりましたことお知らせ申し上げます。

　創設された制度の現時点での概要については以下のとおりとなります。

※１業種別ガイドラインについては、下記のＵＲＬをご参照ください。

　　　https://corona.go.jp

１．補助対象経費

【具体的な補助対象経費】

●消毒費用：消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費

●マスク費用：マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費

●清掃費用：清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入費

●飛沫対策費用：アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカーの購入費・施工　費

●換気費用：換気設備（換気扇、空気洗浄機等）の購入費

●その他衛生管理費用：クリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入費

●ＰＲ費用：ポスター・チラシの外注・印刷費（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるものに限る）

　※消耗品（下線）は、補助対象期間に購入及び使用したものに限る

２．補助上限額：５０万円（事業再開枠に上乗せ可能。ただし、補助金合計額が、一般型・コロナ特別対応型≧事業再開枠となる必要があります。）

３．補助率：定額

４．申請方法：補助事業者からの別途申請による。

**詳細な制度内容、具体的な申請方法については、申請の手引きをご覧ください。**